

# 第2回検討委員会における指摘事項への対応案 (ガイドライン関係)

# 検討委員会における指摘事項への対応案(ガイドライン関係)①

No.	主な指摘事項等	対応案	ガイドラインへの反映
1	<p>○アンケートによる管理者からの意見にガイドライン改訂でどう対応するか整理が必要。(再掲)</p> <p>○操作員が危険な状態となった場合の対応について、避難命令や避難指示を行うと回答しているのは建前かもしれない。本音を踏まえてガイドライン改訂に反映しなければならない。(再掲)</p>	<p>○資料1の別紙1、別紙2のとおり。(再掲)</p>	<p>第3章第2節2. 1 第5章第2節2. 3 第6章第1節1. 1</p>
2	<p>○最終操作者について、本当に水門操作可能な人か、再確認が必要。</p> <p>○水門・陸閘等の閉鎖前後に亡くなっている方が多いと思う。閉鎖前後の活動も含めて委託の範囲や責任を明確にすべき。</p>	<p>○津波等が到達するまでに、<u>現場操作員が水門・陸閘等の閉鎖作業前後にすべき作業等について整理を行う旨等追記。</u></p> <p>○<u>水門・陸閘等の閉鎖前後の活動についても現場操作員の安全の確保を図る必要がある旨追記。</u></p> <p>○委託をする場合には、<u>契約書等の作成により責任の明確化をすることに加え、委託する範囲・受託者がすべきことについても明確にするようガイドラインに記載。</u></p>	<p>第1章第1節1. 3 第3章第2節2. 1 第3章第3節3. 1 第4章第2節2. 1 第6章第1節1. 2 添付資料1</p>
3	<p>○図4.1-1の検討フローについて、構造を変える(例:スロープにする)というものは入って来ないのか。</p> <p>○図4.1-1の検討フローはいろんなパターンが考えられると思う。もう少し分かりやすく、また、具体的な言葉で記載すべき。</p> <p>○図4.1-1の検討フローの「統廃合可能か」と「到達までに閉鎖可能か」の2つについて考え方のパターンを追加した方が良い。</p>	<p>○図4.1-1の検討フローを修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フローの構成全体を修正</li> <li>・統廃合、常時閉鎖を実施する際に、必要に応じ代替機能の確保(スロープ、階段の整備等)を実施する旨追記</li> <li>・具体的にどのような観点で検討を進めるべきかを追記</li> </ul>	<p>第4章第1節図4.1-1</p>

## 検討委員会における指摘事項への対応案(ガイドライン関係)②

No.	主な指摘事項等	対応案	ガイドラインへの反映
4	○危険なときは作業を放棄するという退避ルールは単純明快にしてほしい。	○委託をする場合には、 <u>受託者に退避ルールが明確に伝わるよう配慮する旨ガイドラインに記載。</u> ○管理システムの運用マニュアルの整備に当たっては、 <u>現場操作員の安全確保が最優先であることを明確にする旨を追記。</u> また、	第6章第1節1.2 第6章第3節
5	○提言は国も自治体も使えるものにして欲しい。改訂ガイドラインだけでなく提言もセットとして見れるように、ガイドラインの後ろに提言をつける形にできないか。	○ガイドラインと提言をセットでHP等で公表する。	